

2020年9月28日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)  
代 表 者 名 代表取締役社長 黒田 高史  
(コード番号 1757 東証第2部)  
問 合 せ 先 取 締 役 岩 崎 智 彦  
(TEL. 03-5775-2100)

### 第三者割当による自己新株予約権の処分に関するお知らせ

当社は、2020年9月28日開催の当社取締役会において、当社が同年8月21日付けにて取得、保有しておりました第24回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）について処分（以下、「本処分」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

|                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 処分期日              | 2020年9月28日  |
| (2) 新株予約権の総数          | 215,274 個   |
| (3) 処分価額              | 総額 44,131,170 円（新株予約権 1 個当たり 205 円）   |
| (4) 当該処分による潜在株式数      | 21,527,400 株  |
| (5) 資金調達の内訳           | 388,569,570 円<br>(内訳)<br>新株予約権処分分 44,131,170円<br>新株予約権行使分 344,438,400 円<br>上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。   |
| (6) 行使価額              | 16 円  |
| (7) 募集又は処分方法<br>(処分先) | 第三者割当の方法により、以下のとおり、次の者に割り当てます。<br>株式会社 SEED 215,274 個   |
| (8) その他               | ① 取得条項<br>当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、行使価額の 150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 20 取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 18 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。<br><br>② 行使により取得した株式の売却の制限<br>当社と処分子定先との間で締結される予定の譲渡契約にて、2020 年 10 月末日までの間は行使により取得した株式を売却しないこと、また、同期間内に、株価が 2020 年 9 月 28 日の終値から一度でも終値が 50%以上下落した場合には、同年 11 月末日までの間は、行使により取得した株式を売却できない旨が定められています。<br><br>③ 譲渡制限<br>当社と処分子定先との間で締結される予定の譲渡契約にて、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。 |

(注) 当社は処分予定先との間で、処分期日までに譲渡契約を締結する予定であり、譲渡契約を締結しない場合は、本新株予約権の処分は行われないうこととなります。

## 2. 処分の目的及び理由

当社グループでは、中核事業である建設事業の再構築と、特定事業への集中リスクを軽減するための事業の多角化に同時に取り組み、グループ全体の事業成長と財務体質の改善による企業価値の向上を目指しております。また、こうした経営方針のもとに取り組んでいる不動産開発、住宅建設・販売・リフォームや、不動産、飲食、広告、コスメティック、オートモビル関連、エンターテインメント事業等を通じ、住宅や生活環境を中心に、豊かで快適な暮らしと地球環境の保全、保護の両立を図りたいと考えております。その達成に向けて、必要な当社運転資金を確保しつつ、当社グループがメディアレップ業務へ進出することにより新たな収益源を獲得すること、及びコスメティック事業に対するてこ入れを行うことによって当社グループの収益拡大を図ること、並びに、不動産事業における投資資金の確保を併せて行うことで、当社の財務基盤の強化を図り、当社の企業価値を向上させ、既存株主の皆様への利益に寄与できると判断し、2019年12月26日付「第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、第三者割当増資（割当先：株式会社MTキャピタルマネジメント、オリオン1号投資事業有限責任組合）による資金調達を実施いたしました。

これにより、新株式については、2020年2月21日に払込みが完了し、本新株予約権については、現在までに発行した618,048個のうち、402,774個の行使が行われ、当初企図した使途のうち、広告事業で600百万円、コスメティック事業で200百万円、不動産事業で100百万円の資金を確保しました。

一方、本新株予約権の残り215,274個につきましては、割当日（2020年2月21日）以降である同年6月4日から同年7月1日まで、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回ったことを受け、2020年9月1日付「新株予約権の月間行使状況、及び未行使新株予約権の取得に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の行使を促すため、本新株予約権の発行要項に従い、2020年7月20日開催の取締役会において、同年8月21日を取得日とし、当該取得日において残存する本新株予約権の全部を1個につき18円で取得することを決議して公告をしましたが、取得日（2020年8月21日）までに、本新株予約権215,274個の行使を得ることができず、取得日においてその全部を取得いたしました。

そこで、当社は、2020年8月21日以降より、2017年12月27日付け「株式取得及び簡易株式交換によるアルトルイズム株式会社の完全子会社化、主要株主である筆頭株主の異動、ライツオフアリング調達資金の使途変更に関するお知らせ」のとおり、2018年1月23日より当社株主であります株式会社SEEDの代表取締役である猪俣秀明氏に対して、当社の代表取締役から本新株予約権の処分、行使について相談させていただき、今までに引き続き当社の経営方針と事業成長のビジョンを御理解いただくことができたため、価値観を共有できる相手先であると判断し、本新株予約権の処分先に選定いたしました。

当社グループとしても、本新株予約権行使を受けることにより、当初の使途としてまだ確保できていない不動産事業290百万円、及び当社運転資金47百万円（当初の最大確保見込み）のための資金として確保したいことに加え、仮に当初企図した使途における資金需要が後退した場合でも、建設事業、オートモビル関連事業、飲食事業、エンターテインメント事業、不動産事業等、多くの事業で新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、当社運転資金の需要が増えています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に端を発した労働・生活様式の変化に伴う有望なマーケットへの資金投下も視野に入れた場合、感染状況が短期的に変動する状況に鑑み、当社が現時点において保有する自己新株予約権を処分することが、状況に応じた機動的な取り組みに向けた比較的短期間での資金投下を可能とし、スピード面で最善であると考えたことから、本新株予約権の処分を行うことといたしました。

なお、当社は、本処分を検討するにあたり、他の資金調達方法についても検討を進めてまいりました。当社の財務基盤を充実させ、不動産事業、当社運転資金における投資資金の確保を目的とする資金使途の性質、資金調達の実現可能性、足元の当社業績等から、銀行借入による資金調達は、不動産等の担保があるような場合を除いて困難であると判断しました。加えて、自己資本比率の低下を招くとの理由から間接金融ではなく、既存株主の皆様への株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

公募による新株式発行については、現在の当社の業績の状況等を考慮すると、引受証券会社を見つけることは困難であり、調達に要する時間及びコストが本処分より割高であるため、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

新たな第三者割当による資金調達につきましては、現時点の状況を反映した調達条件となり、既存株主の観点か

らも合理性を有すると考えられるものの、当社株価が本年6月から急上昇する中、投資家サイドのボラティリティ面のリスクから、現時点において割当予定先を見つけることができませんでした。

このため、当社が現時点において保有する自己新株予約権の処分を検討いたしました。本新株予約権発行時の行使価額が引き継がれるものの、現時点における本新株予約権の公正価値を反映するとともに、行使により取得した株式の売却の制限を設ける等、できる限り既存株主に配慮した上で行うことといたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

|              |              |
|--------------|--------------|
| ①払込金額の総額     | 388,569,570円 |
| (内訳)         |              |
| 第24回新株予約権の処分 | 44,131,170円  |
| 第24回新株予約権の行使 | 344,438,400円 |
| ②処分諸費用の概算額   | 3,200,000円   |
| ③差引手取概算額     | 385,369,570円 |

- (注) 1. 処分諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。  
 2. 処分諸費用の概算額は、登記関連費用1,300千円、新株予約権の価値評価費用1,500千円、弁護士費用300千円及びその他事務費用（反社会的勢力との関連性調査等）100千円の合計であります。  
 3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、処分諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。  
 4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

<本処分により調達する資金の具体的な使途>

| 具体的な使途   | 金額      | 支出予定時期                |
|--|---------|-----------------------|
| ① 不動産事業  |         |                       |
| 当社子会社であるクレア株式会社への貸付<br>(当該子会社における使途：収益用不動産の取得資金) | 290 百万円 | 2020 年 9 月～2021 年 8 月 |
| ② 当社運転資金   |         |                       |
| 本社経費（人件費、地代家賃、旅費交通費等の諸経費）<br>に係る費用               | 95 百万円  | 2020 年 9 月～2021 年 8 月 |

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。  
 2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、原則として、①不動産事業（収益用不動産の取得資金）、②当社運転資金（人件費、固定費、諸経費）の優先順位で充当し、不足分については、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。  
 3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額、支出予定時期を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本処分により調達する資金については、「不動産事業」及び「当社運転資金」への充当を計画しており、前者の充当方法については、当社から当該事業を営む上記に記載したクレア株式会社（以下、「クレア社」といいます。）に貸し付ける方法にて充当することを計画しております。当該充当方法とする理由は、クレア社における直近2021年3月期第1四半期累計期間の当期純損失は8,054千円、同期末時点の現金及び現金同等物の残高は3,431千円となっていることから、当該子会社において当該資金を自ら捻出できないためであります。

貸付期間は1年から2年を予定しており、事業状況等を鑑み返済期日を変更することもあります。将来貸し付けた子会社から返済を受けた後の資金使途の方針は、基本的には子会社に対して投融資する方針ですが、資金需要に応じて柔軟に対応していく予定です。

なお、今回実施する資金調達資金は、主に当社グループの安定収益の確保を目的とする収益資産に対する投資や事業の持続的成長に向けた投資により発生した資金ニーズであります。

具体的な資金使途については、以下のとおりです。

#### (不動産事業)

不動産事業は、現在、当社子会社のクレア社において、不動産物件の開発・販売等を行っております。クレア社においては、関西圏の収益用不動産の取得・販売を主として営業活動を行っておりますが、首都圏、並びに、関西圏の都市部において駅に近い一等地に建設予定の商業施設又は既に稼働しているオフィスビル等の収益用不動産をクレア社で新たに自己保有として取得し、長期にわたり安定した収益を獲得することを目的として、今回実施する資金調達において調達した資金の内 290 百万円を充当する予定です。現時点では、具体的な収益用不動産の案件等は決まっておりませんが、収益用不動産を案件化するためには、競合他社に先駆けて収益用不動産案件の独占交渉権を取得する必要があります。具体的には、収益性が高い不動産案件は競合他社との競争が激しくなることから、当社グループにて情報収集し収益性が高いと判断した早い段階で手付金等を支払うことで独占交渉権を取得し、その後金融機関との交渉、不動産のデューデリジェンスといった諸手続きを進めていくことになるため、競合他社に先駆けて独占交渉権を獲得するための財務基盤を構築することが重要となります。さらには、充当予定額につきましても、当社グループが取得を予定している収益用不動産の価格帯は 1,000 百万円～3,000 百万円の価格帯であることから取得を予定している収益用不動産の価格帯上限の 10%である 300 百万円を充当予定額といたしました。なお、具体的な収益用不動産の案件について決定いたしましたら、適時適切に開示を行ってまいります。

また、充当する資金は、当社からクレア社に貸付を行い、クレア社においては収益用不動産案件の取得資金として係る手付金及び各種費用の支払い等、資金状況に応じて充当していくことを予定しておりますが、収益用不動産は取得価額も大きく当社グループの手元資金だけでは、高収益の不動産を案件化することが困難であるため、収益用不動産の取得資金の一部である手付金及び各種費用に充当し、収益用不動産を担保とした銀行等の金融機関からのプロジェクト・ファイナンスによる借入金を活用することで収益用不動産を取得する予定です。そのため、本第三者割当増資により調達する資金で当社グループの手元資金の拡充を図り、機動的な意思決定を行うことができる財務体制を構築することで、不動産事業の収益拡大に寄与するものと考えております。

#### (当社運転資金)

当社グループは、建設事業の再建、業態の拡大・事業の再構築を行っており、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を目指しております。具体的には、建設事業の再建を継続し、これまでに培った建設実績を基に、東京オリンピック開催前後の都心部を中心とした建設業界の活発化に伴う建設工事、土木工事や改装工事の受注を獲得し、当社グループ内に「土地の確保・開発」から、「建物等の建設」、完成後の「不動産販売、運用・管理」、「リフォーム・メンテナンス」に至る一貫した機能の構築に努め、他事業とのシナジーを創出できる体制への移行を進めるとともに、財務体制の立て直しを図ってまいります。2020 年 3 月期に 455,416 千円、直近の 2021 年 3 月期第 1 四半期連結累計期間においても 104,966 千円の当期純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきまして、2020 年 3 月期にマイナスを計上し、2021 年 3 月期第 1 四半期も継続してマイナスであったものと認識しており、これら継続する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況から、当社グループは、事業再構築と企業価値の向上並びに管理体制の強化に向けて取り組んでいるものの、その効果が出てくるのには当面時間を要すると見込まれることから、そのために要する当社運転資金として、資金確保後から 2021 年 8 月までの人件費 28 百万円、地代家賃 10 百万円、旅費交通等の諸経費 57 百万円の合計 95 百万円に充当いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本処分により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

## 5. 処分条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び処分先との間で締結する予定の本新株予約権の譲渡契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社渋谷国際会計事務所（住所：東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号、代表者：代表取締役 安部 啓史）に依頼しました。また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本処分決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び処分先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

当該機関による第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価75円（2020年9月25日の終値）、権利行使価額16円、ボラティリティ163.79%（2020年3月～2020年8月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間12ヶ月（2020年2月21日～2021年2月19日）、リスクフリーレート $\Delta$ 0.153%（評価基準における国債レート）、配当率0%、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき205円との結果を得ております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断し、この算定結果をもとに本新株予約権1個の払込金額を205円（1株当たり2.05円）といたしました。

当社は、上記算定結果を参考に処分先と協議した結果、1個あたりの処分価額を205円と決定いたしました。また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員より、第三者算定機関である株式会社渋谷国際会計事務所は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められ処分先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、本処分価額が法令及び定款等には違反せず、公正な価格であり、処分先に特に有利な価格ではない旨の意見を得ております。

また、OMM法律事務所（東京都千代田区 代表弁護士 大塚和成）より、本処分に違法性はなく、流通市場の機能や株主の権利を害するとは認められないとの意見を得ております。

### (2) 行使価額と時価の乖離について

本新株予約権の行使価額である16円と、当社株価75円（2020年9月25日の終値）と乖離していることから、処分先が本新株予約権を行使し、それによって取得した株式を直ちに売却すれば大きな利益を得る可能性がございますが、当社と処分先との間で締結される予定の譲渡契約にて、2020年10月末日までの間は行使により取得した株式を売却しないこと、また、同期間内に、株価が2020年9月28日の終値から一度でも終値が50%以上下落した場合には、同年11月末日までの間は、行使により取得した株式を売却できない旨が定められていること、処分先からは、後記6.(3)のとおり、取得した株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を確認しており、また、上記(1)のとおり、新株予約権の処分価額が公正な価格であること、本新株予約権の行使価額である16円と、当社株価75円（2020年9月25日の終値）との乖離は、本件新株予約権価格の公正価格に織り込まれていることから、既存株主に経済的損失を与えないと判断しております。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員からも、上記の理由により、本処分価額が法令及び定款等には違反せず、公正な価格である旨の意見を得ており、割当先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

### (3) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合、増加する当社の普通株式の数21,527,400株に係る議決権の数は215,274個であり、本処分前の当社普通株式の発行済株式総数228,014,356株（総議決権2,278,416個）の9.44%（議決権ベースで9.45%）に相当し、これにより株式の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでいることから、本件資金調達による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しております。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数21,527,400株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、13,623,516株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の63.28%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数21,527,400株を残存行使期間である100日間（営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は215,274株となり、上記1日あたりの平均出来高の1.58%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は処分先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ばず株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

## 6. 処分先の選定理由等

### (1) 処分先の概要

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 名 称              | 株式会社 SEED   |
| (2) 所 在 地            | 東京都渋谷区恵比寿西一丁目14番9号  |
| (3) 代表者の役職・氏名        | 代表取締役 猪俣 秀明   |
| (4) 事 業 内 容          | 飲食店の企画・経営に関するコンサルティング等  |
| (5) 資 本 金            | 1,000 千円  |
| (6) 設 立 年 月 日        | 2014 年 5 月  |
| (7) 発 行 済 株 式 数      | 普通株式 100 株  |
| (8) 決 算 期            | 11 月  |
| (9) 従 業 員 数          | 1 名   |
| (10) 主 要 取 引 先       | 当該処分先の取引上の都合により非公開  |
| (11) 主 要 取 引 銀 行     | 当該処分先の取引上の都合により非公開  |
| (12) 大株主及び持株比率       | 山本 徹 100%   |
| (13) 当 事 会 社 間 の 関 係 |   |
| 資本関係                 | 当該会社は、2018年1月23日付の当社によるアルトルイズム株式会社の取得先であり、2020年3月31日現在の株主名簿により、13,128,380株を保有していることを確認しております。             |
| 人的関係                 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。                          |
| 取引関係                 | 当該会社は、2018年1月23日付の当社によるアルトルイズム株式会社の取得先です。なお、株式会社 SEED は当社子会社であるアルトルイズム株式会社から1億300万円(2020年8月末現在)の借入金があります。 |
| 関連当事者への該当状況          | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。   |

(注) 処分先の概要については、2020年9月28日現在におけるものであります。なお、最近3年間の経営成績及び財政状態につきましては、当該処分先の取引上の都合により非公開とさせていただきます。

### (2) 処分先を選定した理由

株式会社SEEDは、2017年12月27日付け「株式取得及び簡易株式交換によるアルトルイズム株式会社の完全子会社化、主要株主である筆頭株主の異動、ライツオフリング調達資金の用途変更に関するお知らせ」のとおり、2018年1月23日より当社株主であります。本新株予約権の処分先の選定にあたって、株式会社SEEDの代表取締役である猪俣秀明氏に対して、当社の代表取締役から本新株予約権の処分、行使について2020年8月21日以降より相談させていただき、今までに引き続き当社の経営方針と事業成長のビジョンをご理解いただくことができたため、価値観を共有できる相手先であると判断し、他候補者に比べ当社株式を長期にわたり保有いただいている点を考慮し、本年8月下旬に選定いたしました。

処分先からは、当社に対して純投資目的で資金を出資して頂けるとの意思表示を頂いております。また、当社が

処分先を選定した理由は、処分先は純投資を目的とする長期的な当社株主であることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

(3) 処分先の保有方針

本新株予約権の処分先である株式会社SEEDは純投資を目的としており、本処分により取得する新株予約権を行使して交付を受ける株式について、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。

また、本新株予約権には処分先である株式会社SEEDが本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。取締役会の決議による当社の承認を以って新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が処分予定先との間で締結する契約上に係る譲渡制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を速やかに開示いたします。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分代金及び行使に要する代金につきましては、処分先である株式会社SEEDの銀行残高にて確認いたしました。このため、本新株予約権の処分先の払込みに要する財産に関して問題はないと当社で判断いたしました。

(5) 処分先の実態

当社は、処分先と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、また、処分先並びにその役員又は出資者が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社は第三者調査会社である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11-406、代表取締役：羽田 寿次）に調査を依頼し、処分先、法人の役員や主要株主について情報提供を受けました結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上から総合的に判断し、処分先、役員・主要株主については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

| 処分前   |          |
|---|----------|
| 氏名  | 持株比率 (%) |
| 株式会社 MT キャピタルマネジメント   | 9.97%    |
| 松林 克美   | 9.71%    |
| オリオン1号投資事業有限責任組合  | 7.09%    |
| 株式会社 SEED   | 3.35%    |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN<br>PRIVATE LIMITED | 3.26%    |
| 日本証券金融株式会社  | 2.74%    |
| 上嶋 稔  | 2.54%    |
| 株式会社 SBI 証券   | 1.58%    |
| 明和証券株式会社  | 1.32%    |
| 田谷 廣明   | 1.23%    |

- (注) 1. 処分前の「持株比率」は、2020年3月31日現在の株主名簿を基準に、第24回新株予約権行使（株式会社MTキャピタルマネジメント、オリオン1号投資事業有限責任組合）、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権行使（松林克美氏）、及び財務局に提出された大量保有報告書（変更報告書）等により、2020年9月28日までに当社が認識した内容のみを織り込んで記載したものであり、それ以外の取引等による持株数の増減は反映しておりません。
2. 処分先である株式会社SEEDの保有目的は純投資目的とのことであり、長期保有が見込まれないため、処分後の大株主及び持株比率は記載していません。

8. 今後の見通し

本処分に伴い、2021年3月期第2四半期において、40百万円の自己新株予約権売却益を特別利益として計上する見込みであり、詳細については、当第2四半期決算が確定次第、改めて開示予定です。また、本処分による本新株予約権の行使は、資金使途への充当による事業活動を通じて、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定であり、2021年3月期以降の通期業績予想については、適正かつ合理的な数値の算定が可能になりました段階で開示させていただきます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定める独立第三者からの意見入手、及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績（連結）

| 決算期                 | 2018年3月期   | 2019年3月期   | 2020年3月期  |
|---------------------|------------|------------|-----------|
| 売上高（千円）             | 1,975,831  | 2,281,477  | 2,270,835 |
| 営業利益（千円）            | △688,596   | △8,099     | △386,072  |
| 経常利益（千円）            | △783,374   | △898,087   | △394,165  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | △1,612,707 | △1,042,424 | △455,416  |
| 1株当たり当期純利益（円）       | △17.04     | △8.80      | △3.11     |
| 1株当たり配当金（円）         | -          | -          | -         |
| 1株当たり純資産額（円）        | 12.19      | 4.88       | 5.22      |

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2020年9月28日現在)

|                           | 株式数           | 発行済株式数に対する比率 |
|---------------------------|---------------|--------------|
| 発行済株式数                    | 228,014,356 株 | 100.00%      |
| 現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数 | 21,527,400 株  | 9.44%        |
| 下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数 | —             | —            |
| 上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数 | —             | —            |

## (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

|    | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 41 円     | 27 円     | 16 円     |
| 高値 | 41 円     | 46 円     | 33 円     |
| 安値 | 21 円     | 15 円     | 12 円     |
| 終値 | 27 円     | 16 円     | 20 円     |

## ② 最近6か月間の状況

|    | 2020年<br>3月 | 2020年<br>4月 | 2020年<br>5月 | 2020年<br>6月 | 2020年<br>7月 | 2020年<br>8月 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 始値 | 24 円        | 20 円        | 21 円        | 24 円        | 126 円       | 88 円        |
| 高値 | 30 円        | 23 円        | 26 円        | 132 円       | 200 円       | 107 円       |
| 安値 | 20 円        | 19 円        | 19 円        | 24 円        | 80 円        | 85 円        |
| 終値 | 20 円        | 20 円        | 23 円        | 131 円       | 88 円        | 86 円        |

## ③ 処分決議日前営業日株価

|    | 2020年9月25日 |
|----|------------|
| 始値 | 78 円       |
| 高値 | 78 円       |
| 安値 | 75 円       |
| 終値 | 75 円       |

## (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

## ・ 第三者割当による新株式の発行

|                |   |
|----------------|---|
| 払込期日           | 2018年4月23日  |
| 調達資金の額         | 230,000,000 円   |
| 発行価額           | 1 株につき 25 円   |
| 募集時における発行済株式数  | 108,818,236 株   |
| 当該募集による発行株式数   | 9,200,000 株   |
| 募集後における発行済株式数  | 118,018,236 株   |
| 割当先            | 株式会社 MT キャピタルマネジメント 6,000,000 株<br>株式会社 TK マネジメント 2,000,000 株<br>高橋 仁 1,200,000 株 |
| 発行時における当初の資金用途 | アルトル社への貸付金 (アルトル社の広告事業における広告枠の購入費用及び広告制作費用等の運転資金)                                 |
| 発行時における支出予定時期  | 2018年4月～2018年6月   |
| 現時点における充当状況    | 2019年6月18日付で、調達資金 (手取金 219 百万円) の資金用途を一部変更しております。                                 |

|  |  |
|--|--|
|  | ①アルトル社への貸付金（当初の資金使途）49百万円：<br>0百万円（残額 49百万円）<br>②クリア株式会社への貸付金（不動産開発資金）170百万円：<br>全額を充当済み |
|--|--|

・第三者割当による新株式の発行

|                |   |
|----------------|---|
| 払込期日           | 2019年7月5日   |
| 調達資金の額         | 450,000,000円  |
| 発行価額           | 1株につき15円  |
| 募集時における発行済株式数  | 123,094,156株  |
| 当該募集による発行株式数   | 30,000,000株   |
| 募集後における発行済株式数  | 153,094,156株  |
| 割当先            | 株式会社MTキャピタルマネジメント 20,000,000株<br>オリオン1号投資事業有限責任組合 10,000,000株 |
| 発行時における当初の資金使途 | クリア社への貸し付け（株式会社S・U・EへのTK出資のための資金（不動産賃貸契約にかかる初期費用、店舗造作費用等））    |
| 発行時における支出予定時期  | 2019年7月～2019年8月   |
| 現時点における充当状況    | 全額を株式会社S・U・EへのTK出資のための資金として充当済み                               |

・第三者割当による新株式の発行

|                |   |
|----------------|---|
| 払込期日           | 2020年2月21日  |
| 調達資金の額         | 200,000,000円  |
| 発行価額           | 1株につき16円  |
| 募集時における発行済株式数  | 153,094,156株  |
| 当該募集による発行株式数   | 12,500,000株   |
| 募集後における発行済株式数  | 165,594,156株  |
| 割当先            | 株式会社MTキャピタルマネジメント 6,250,000株<br>オリオン1号投資事業有限責任組合 6,250,000株 |
| 発行時における当初の資金使途 | 広告事業（当社子会社であるクリアスタイル株式会社への貸付）<br>200百万円                     |
| 発行時における支出予定時期  | 2020年2月～2020年5月   |
| 現時点における充当状況    | 150百万円（残額 50百万円）  |

・第三者割当による第24回新株予約権の発行

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 割当日                          | 2020年2月21日  |
| 発行新株予約権数                     | 618,048個  |
| 発行価額                         | 総額11,124,864円<br>（新株予約権1個当たり18円）                        |
| 行使価額                         | 16円   |
| 発行時における調達予定資金の額<br>（差引手取概算額） | 947,501,664円  |
| 割当先                          | 株式会社MTキャピタルマネジメント 309,024個<br>オリオン1号投資事業有限責任組合 309,024個 |
| 募集時における発行済株式数                | 153,094,156株<br>（同日割当の新株式発行後 165,594,156株）              |
| 当該募集による潜在株式数                 | 61,804,800株   |

|                |  |
|----------------|--|
| 現時点における行使状況    | 行使済株式数 40,277,400 株<br>(残新株予約権数 215,274 個は、2020 年 8 月 21 日付で当社が全部を取得しております。)   |
| 現時点における行使金額    | 644,438,400 円  |
| 発行時における当初の資金使途 | ①広告事業 (当社子会社であるクリアスタイル株式会社への貸付)<br>400 百万円<br>②コスメティック事業 (当社子会社であるクリア株式会社への貸付)<br>200 百万円<br>③不動産事業 (当社子会社であるクリア株式会社への貸付)<br>300 百万円<br>④当社運転資金 (本社経費)<br>47 百万円 |
| 現時点における資金の充当状況 | ①広告事業 0 百万円 (残額 400 百万円)<br>②コスメティック事業 50 百万円 (残額 150 百万円)<br>③不動産事業 0 百万円 (残額 10 百万円)<br>④当社運転資金 0 百万円 (残額 0 百万円)<br>(注) 残額は、現時点で確保している資金に対する充当額との差額です。         |

以上

## 【別紙】新株予約権発行要項

2019年12月26日にお知らせしております「第三者割当による新株式及び第24回新株予約権の発行に関するお知らせ」における「第24回新株予約権発行要項」は以下のとおりです。

### クレアホールディングス株式会社 第24回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 クレアホールディングス株式会社第24回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金11,124,864円
3. 申込期日 2020年2月21日
4. 割当日及び払込期日 2020年2月21日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。  
株式会社MTキャピタルマネジメント 309,024個  
オリオン1号投資事業有限責任組合 309,024個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は61,804,800株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 618,048個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金18円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金16円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、か

かる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を  
書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速  
やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2020年2月21日（本新株予約権の払込完了以降）から2021年2月19日までとする。但し、第13項に従って  
当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日ま  
でとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続し  
て、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の  
20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1  
個につき金18円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本項に基づく  
本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」という。）。なお、当社が、本取得請求権を行使でき  
ることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の  
150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社  
は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請  
求権の行使条件が充たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権について  
は本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選そ  
の他合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第  
1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場  
合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加す  
る資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記  
名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に  
際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込  
むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該  
本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第18項に定める払込取扱場所の口座に入金され  
た日に発生する。

17. 行使請求受付場所

クレアホールディングス株式会社 本社管理部

18. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 横浜西口支店

19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場  
合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、  
総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の際において残存する本新  
株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号の  
イないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付  
できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収

合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 15 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

20.その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生、及び 2020 年 2 月 20 日開催予定の当社臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案の承認を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上